

漁業法第64条第8項において準用する同条第4項の規定により聴いた檜山海区漁業調整委員会の意見の概要

1 意見の概要

檜山海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10850号）の変更案に異議はない。

2 意見の処理の結果

異議なしと答申されたことから、案のとおり檜山海区漁場計画を変更。

3 その他

令和5年9月11日開催の第22期第16回檜山海区漁業調整委員会において、当該檜山海区漁場計画の変更については、異議ない旨議決された。